

半期報告書の作成の仕方について
(平成14年9月中間期提出用)

〔はじめに〕

(財)財務会計基準機構(FASF)では、去る10月1日から15日までの間、全国9か所11回にわたって、平成14年9月中間期に係る半期報告書の作成を前提とした「半期報告書の作成の仕方」(以下「本テキスト」という。)に基づき、作成上の留意点を説明するセミナーを開催した。以下、本稿においては、主な改正点について解説することとする(文中のページ番号は、本テキストにおけるページ番号である)。

ただし、本テキストは、平成14年9月1日現在の法令等に基づいて作成したものであり、9月25日に当財団の企業会計基準委員会から公表された「企業会計基準第2号1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び「企業会計基準適用指針第4号1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」並びに10月18日付で公布・施行された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第66号)に係る記載事例は含まれていない。利用にあたっては十分にご留意願いたい(同基準等に係る記載事例については、別途掲載することを考えている)。

また、本テキストに記載されている内容は、制度の趣旨や考え方を示す一つの参考事例である。各社におかれては、それぞれの実態に即して、法令に違わない範囲で適宜工夫して作成することを心掛けていただくようお願いしたい。

なお、文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りさせていただく。

〔電子開示に関する事項〕

本テキストは、電子開示(EDINET)システムにより半期報告書を提出する場合を想定して作成している。なお、従来どおり紙媒体で提出する場合であっても実質的な記載内容は変わらないので、今回の改正内容については十分にご留意願いたい。

EDINETシステムは、昨年6月から、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらに係る訂正報告書に適用することが可能となった。これらの書類については、平成16年5月までは任意とされている。また、本年6月からは、有価証券届出書や発行登録書、自己株券買付状況報告書といった流通開示書類以外の書類もEDINETシステムによる提出が可能となった。従って、発行登録をしている会社は、半期報告書と同時に提出する訂正発行登録書についてもEDINETシステムによる提出が可能とい

うことになる。

なお、平成16年5月までの適用の任意期間であっても、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれかの書類を一度でもE D I N E Tシステムにより提出した場合には、その後、これらの書類については全てE D I N E Tシステムによる提出が必要とされている。この考え方は本年6月からE D I N E Tシステムによる提出が可能となった有価証券届出書、発行登録書、自己株券買付状況報告書といった書類についても同じ取扱いとなっている。

ただし、半期報告書等の流通開示書類のグル - プと、それ以外のグループは、別々のグループとして取り扱われることとされている。すなわち、例えば半期報告書等の流通開示書類をE D I N E Tシステムで提出済であっても、有価証券届出書は紙ベ - スでの提出が可能であり、その逆も可能となる。

この点に関しては、発行登録をしている会社が半期報告書の提出をE D I N E Tシステムで行う一方、訂正発行登録書の提出を紙媒体で行う場合には、訂正発行登録書の提出をまずファクシミリで行い、後日、正式なものを提出することも可能とされているので、念の為申し添えておく¹。

E D I N E Tシステムの登録届出については、本年8月末時点で1,860件となっており、有価証券報告書提出義務者全体の25%弱にとどまっているとのことである。平成16年5月の原則義務化まであと約1年半とそれほど期間は長くないので、早めにE D I N E Tシステムへの登録手続きを済ませることをお勧めする。

〔金庫株制度の解禁等に関連する事項〕

〔自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準に関連する事項〕

昨年6月の商法等の改正において金庫株の解禁等が行われ、また、これに併せて「株式の大きさに関する規制の見直し」が行われ、単位株制度の廃止、単元株制度の創設、額面株式の廃止等が行われている。

これに伴い、昨年9月、開示府令及び財規等の内閣府令並びに関連ガイドラインが改正され、それぞれ昨年10月1日から施行されている。

また、本年2月に、当財団の企業会計基準委員会から「企業会計基準第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」及びその適用指針が公表され、これに対応して、本年3月26日付で中間連結財規等の内閣府令が、また、3月28日付で関連

¹ E D I N E Tシステムにより提出する場合の留意事項については、財務省関東財務局のホ - ムページ (<http://www.mof-kantou.go.jp/>) に掲載されているのでご覧いただきたい。

ガイドラインが改正され、それぞれ4月1日から施行されている。

当14年9月中間期の半期報告書の作成にあたって、留意すべき点は以下のとおりである。

(1) ハイライト情報(2ページ)

中間財規及びガイドラインの改正により、自己株式の取得は企業会計上資本の払戻しであるとの考えから、自己株式を従来の流動資産及び固定資産に表示する方法から、資本の部の末尾に控除方式で表示する方法に変更され、また、個別ベースの1株当たり純資産額等の算定に当たっては、分母である株式数から自己株式数を控除することとされた。

このため、提出会社の経営指標等については、1株当たり情報、純資産額、自己資本比率等多くの事項について過去の数値との連続性が損なわれることが考えられる。その状況に重要性がある場合には、脚注においてその旨を記載することが適当と考えられる。

(2) 株式の総数等(46ページ)

提出会社の状況のうち、株式の総数等の発行済株式の表から「記名・無記名の別及び額面・無額面の別」が削除された。

(3) 大株主の状況(56ページ)

改正前の商法においては、自己株式の取得は原則的に禁止され、取締役又は使用人へ譲渡するための取得、消却のための取得等、一定の目的による取得だけが認められていたが、昨年6月の商法改正により、定時株主総会の決議をもって、配当可能限度額並びに当該株主総会の決議により減少した資本金及び法定準備金の金額の範囲内で、次の定時株主総会の終結の時までに取得できる自己株式を定め、これに基づいて自由に取得、保有、処分ができるようになった。

これに伴い、自社が大株主に該当するケースが想定されるが、自社が大株主に該当する場合でも、何らかの開示は必要と考えられる。具体的な開示の方法としては、「大株主の状況」欄に記載する(「氏名又は名称」欄には自社名を記載する)か、又は欄外において自社が保有する自己株式数を注記することが適当であると考えられる。

(4) 経理の状況

冒頭記載（ 6 4 ページ、 6 6 ページ）

冒頭記載のうち、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法において「なお書」を追加し、改正前、改正後の中間連結財規等に基づいて財務諸表を作成している旨を表示する必要がある。

これは、中間連結財規及び中間財規の改正により、自己株式の表示場所の変更や中間連結貸借対照表の資本の部等の見直し、また、後述する新株予約権制度の導入に伴い科目名の見直し等が行われたことによるものである。

なお、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（平成 1 4 年内閣府令第 1 2 号）附則第 3 項及び「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（平成 1 4 年内閣府令第 1 0 号）附則第 3 項によれば、当 9 月中間期の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、なお従前の例によることができるとされている。この附則を適用する場合には、その旨を冒頭記載において追加的に記載することが適当であると考えられる。

また、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」の公表及びこれに対応する中間連結財規等の改正により、剰余金について「資本剰余金」と「利益剰余金」とに明確に区分されることになったことに伴い、「中間連結損益及び剰余金結合計算書」が廃止された。従来、「中間連結損益及び剰余金結合計算書」を作成していた場合には、新しい様式により作成している旨を冒頭記載において記載することが適当であると考えられる。

中間連結貸借対照表（ 7 2 ページ）

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」の公表及びこれに対応する中間連結財規等の改正により、資本の部について、払込資本と留保利益の区分が明確にされた。

これを受けて、「資本の部」の考え方が従来とは変わったと捉え、それを明確にするため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係るものを上段に、当中間連結会計期間に係るものを下段に、二段書きする方法とした。

中間連結剰余金計算書（ 8 0 ページ）

中間連結剰余金計算書についても、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」の公表及びこれに対応する中間連結財規等の改正により、「資本剰余金の部」と

「利益剰余金の部」とに区分して表示することになったことを受け、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係るものを上段に、当中間連結会計期間に係るものを下段に、二段書きする方法とした。

なお、中間純損失の場合は、「利益剰余金の部」の「利益剰余金減少高」の中に「中間純損失」という項目を立てて記載することが適当であると考えられる。

追加情報（１０６ページ）

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」の適用に関しては、追加情報として、その旨及び影響の内容について記載することが適当と考えられる。なお、記載事例では影響は軽微である旨記載しているが、影響額に重要性がある場合には、具体的に記載する必要があるので、ご留意願いたい。

また、第２段落目に、なお書きとして、「中間連結財規の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財規により作成している」というものを記載しているが、これは、中間連結貸借対照表の資本の部と中間連結剰余金計算書の記載内容が大幅に変更されているので、冒頭記載とは別に、投資者に対して変更されている旨を明らかにした方が望ましいのではないかと考えられたことによる。

なお、ここでは特に金額的なことには触れていないが、例えば、資本準備金の額が資本剰余金の額と一致しないなどのケースで、その差額に重要性があるような場合には、その旨を記載する必要があると思われる。

また、個別ベースの追加情報の記載事例については（１８４ページ）、基本的には連結ベースのものと同様だが、第３段落目において、自己株式の表示場所を「資産の部」から「資本の部」に変更することに触れている。なお、昨年の中間期において、改正後の中間財規を早期適用している場合には、この第３段落目の部分は当中間期には記載する必要がないので、念の為申し添えておく。

１株当たり情報（２００ページ）

個別ベースの１株当たり情報については、連結ベースの場合と同様「１株当たり純資産額」等の算定にあたり、分母である株式数から自己株式数を控除することとされた。これにより、前中間会計期間との数値の連続性が損なわれる場合には、脚注において、その旨を記載することが適当と考えられる。

中間監査報告書（２１６ページ）

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」を適用した結果、監査上重要な影響が出る場合には、中間監査報告書に、例えば、「会社は、当中間連結会計期間から追加情報に記載のとおり、自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準が適用されることとなるため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。」のような（注）の付記を行うことが適当と考えられる。

〔新株予約権等に関連する事項〕

昨年11月の商法改正において、新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入され、また、これに伴うストックオプション制度の見直し、あるいは多様な株式の発行を可能とする規定が盛り込まれ、本年4月1日から施行された。

商法の改正に伴い、本年3月28日付で開示府令をはじめ、中間財規などの一部が改正され、半期報告書の様式も改正された。

（1）提出会社の状況

株式の総数等（46ページ）

提出会社の状況のうち、株式の総数等の発行済株式の様式が変更され、「内容」欄が追加された。これは、株式の種類として議決権制限株式が加わるなど、株式発行の多様化が図られたことを受けて新たに設けられたもので、ここには、当該株式の具体的な内容について記載することとされている。

なお、記載事例では、「内容」欄が「 」となっているが、普通株式については、既にその内容が広く世間に対して周知されていることから、敢えて記載する必要はないと考えられたことによる。

権利内容の異なる数種の株式を発行している場合には、当該株式の内容が一般的には複雑であると考えられるため、「内容」欄は「（注）」とした上で、脚注において、その内容を具体的に記載することが適当と考えられる。

新株予約権等の状況（50ページ）

新しい様式では、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する

事項を記載することとされている。

なお、新株予約権を複数回発行している場合には、例えば、株主総会の特別決議日ごとに所定の様式に基づいて記載するなどの方法が考えられる。

また、旧商法に基づき新株引受権を付与している場合も、新しい様式に基づき記載する必要がある。これは、旧商法に基づく新株引受権については、「新株予約権」とみなされることを受けてのものである。なお、記載事例では「新株予約権の数」欄が「 」となっているが、これは、旧商法に基づき新株引受権を付与しているケースでは、「新株予約権の数」という概念がないからである。

なお、改正前の商法に基づき発行決議のあった転換社債や新株引受権付社債については、記載上の注意15-2のcにおいて、「旧商法に基づき転換社債、新株引受権付社債又は新株引受権証券を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること」とされている。なお、この記載は、前中間期までは「発行済株式総数、資本金等の状況」に記載することとされていたものが「新株予約権等の状況」に移ってきたものであるが、記載する内容は従来どおりとされている（52ページ）。

また、新株予約権を発行していない場合には、「新株予約権等の状況」という項目だけを記載し、様式上の表は作成せず「該当事項はない」旨を記載するのみで差し支えないものと考えられる（52ページ）。

発行済株式総数、資本金等の状況（54ページ）

ここでは、「新株予約権等の状況」で触れたように、昨年のもから、転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合の脚注が削除されている。

議決権の状況（58ページ）

議決権の状況についても、全面的に様式が改正されている。即ち、発行済株式の区分に応じて、それぞれの株式数やその内容を、そして、議決権がある株式については議決権の数を記載することとされている。

なお、記載事例では「完全議決権株式」の「内容」欄が「 」となっているが、これは、「無議決権株式」や「議決権制限株式」とは違い、議決権に制限のない株式については特にその内容を記載する必要はないと考えられたことによる。

「無議決権株式」や「議決権制限株式」を発行している場合には、その内容を具体的に記載することが適当と考えられる。

また、脚注において、証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式があった場合の記載事例が記載されている。証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式があった場合には、当該株式に係る議決権の数について、「議決権の数」欄に含まれている議決権の数を注記するか、又は、「議決権の数」欄には当該株式の数を含まず、「議決権の数」欄には当該株式の数を含まない旨及び当該株式に係る議決権の数を注記することが適当と考えられる。

更に、従来の様式の下では、単元未満株式数に含まれている証券保管振替機構名義の株式の数についても注記されていたが、今回、記載事例からは削除した。これは、従来の様式では、記載上の注意において、単元未満株式のうち自己株式及び相互保有株式がある場合には、その所有者の氏名又は名称及び保有株式数を欄外に注記することとされていたが、開示府令の改正に伴い、この規定は削除された。単元未満株式数に含まれている証券保管振替機構名義の株式の数の注記も一つの慣行として行われてきたかと思うが、記載上の注意が改正されたことにより、ここでは文字どおり「議決権の状況」に着目した様式に変更されたものと考えられるので、記載事例から削除された。

(2) 経理の状況(中間貸借対照表)(160ページ)

改正前の商法に基づいて発行決議のあった転換社債や新株引受権付社債等については、昨年11月に改正された商法及び商法関連整備法の附則において、改正法施行後もなお従前の例によるとされ、これを受けて、中間連結財規や中間財規等の規定の適用についても、なお従前の例によるとされている。

従って、旧商法に基づいて転換社債や新株引受権付社債等を発行している場合には、中間貸借対照表等における科目の表示は従来どおりとなる。

〔新年金法施行に伴う退職給付に関する事項〕

昨年6月、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法が公布され、これに伴い、従来の厚生年金基金制度、税制適格年金制度、退職一時金制度などから、新年金法における確定給付企業年金制度又は確定拠出年金制度に移行することが可能になり、また、厚生年金基金を新型の確定給付企業年金制度へ移行し、厚生年金基金の代行部分を返上することも可能となった。

これに伴い、厚生年金基金の代行部分の返上に関する取扱いについて、昨年12月、日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中

間報告)」の改正が行われた。

次いで本年1月、企業会計基準委員会から、企業会計基準適用指針第1号として「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」が公表され、また、3月29日付で、この適用指針に関するQ & A形式による実務対応報告第2号として「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されている。

以下、本テキストの改正点について説明する。

(1) 追加情報

まず、前連結会計年度に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、かつ、経過措置²を適用した場合の記載事例(96ページ)であるが、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」のうち「退職給付引当金」に関連付けて「追加情報」を記載する事例としている。

記載事例では、最初のパラグラフでは前連結会計年度において確定拠出年金制度への移行を行った旨と、経過措置を適用し、年の定額法で費用処理している旨を記載するとともに、移行時に会計基準変更時差異の未処理額を全額費用処理する場合と比較した差異を記載している。

なお、ここでは、影響科目として退職給付引当金と税金等調整前中間純利益が例示的に記載されているが、前払年金費用への影響が発生する場合には、当該科目への影響額についても付け加えて記載することが適当と考えられる。

また、記載事例では、影響額のうち税金等調整前純利益について、前連結会計年度では「多く」計上され、当中間連結会計期間は「少なく」計上されていると記載されている。これは、移行した最初の年は一時に費用処理する方法に比べると費用として計上される額が少なくなるため税金等調整前純利益は多くなるが、次の年からは逆に一時に費用処理する方法に比べると費用として計上される額が多くなるからである。

² 企業会計基準委員会から公表された企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第15項において、退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行する場合、退職一時金制度の終了した部分に係る会計基準変更時差異については、当面の間、移行時において全額特別損益として認識することなく、残存の費用処理年数又は資産移換の分割拠出年数のいずれか短い年数で、定額法による費用処理を行うことができるとする経過措置が設けられている。そして、この経過措置を適用した場合には、その旨並びにB/S、P/Lに与える影響額を注記することとされている。また、この注記は、定額法により費用処理を行う間、継続して記載することとされている。

次に、当中間連結会計期間に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行した場合の記載事例（98ページ）だが、ここも、退職給付引当金に関連付けて「追加情報」を記載する事例としている。

まず、最初のパラグラフにおいて、制度を移行した旨が記載されている。

次のパラグラフにおいては、損益等に与える影響額について記載されている。

なお、有価証券報告書の連結財務諸表には「退職給付に関する注記」欄があり、そこに移行に伴うB/S、P/Lへの影響内容を記載することができるため、そこを参照する記載ぶりにすることが可能であるが、半期報告書の場合、退職給付に関する注記欄がないため、ここでは、移行に伴う特別損益を記載する事例としている。

次に、なお書として「経過措置を適用した場合の追記」というものが掲載されている。ここは前述のとおりである。

経過措置を適用した会社にとっては、定額法による費用処理期間にわたって、この記載を継続することになるので、十分にご留意願いたい。

また、本年4月1日から施行された確定給付企業年金法に基づく厚生年金基金の代行部分の返上を行った場合の記載事例（100ページ）だが、ここでは、昨年12月に改正された日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の第47-2項に定める経過措置³を適用した場合と適用しない場合を区分して掲載している。

経過措置を適用した場合は、厚生労働大臣の認可を受け、経過措置を適用した旨及び返還相当額について記載している。

³ 日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」によると、厚生年金基金の代行部分の返上は、当該代行部分についての退職給付債務の消滅と考えられるため、代行部分を返上した日において、退職給付債務と年金資産返還相当額との差額を損益として認識し、また、代行部分に対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を損益として認識し、両者を合計した金額を特別損益として純額で表示することとされている。ただし、確定給付企業年金法に基づく企業年金への移行の認可に関する規定は、法律の公布日である昨年6月から2年6か月以内の政令で定める日から施行するとされ、まだ先のことであることから、同実務指針の第47-2項において、政令で定める施行日までの間は、代行部分の返還の日に代えて、代行部分の将来分の支給義務を免除する厚生労働大臣の認可の日において、代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理している旨及び期末日現在において測定された返還相当額を注記するとの経過措置が設けられている。

また、厚生労働大臣の認可を得たものの経過措置は適用しないとする場合は、同実務指針の第47-3項において、経過措置を適用しなかった場合であっても、経過措置を適用した場合との情報比較の観点から、仮に経過措置を適用した場合の影響額を記載することとされている点を踏まえ、記載事例のような影響額を算出して記載することが適当であるとされたものである。

なお、個別においても、それぞれ同様の記載事例（176ページ、178ページ、180ページ）を掲載している。

（2）重要な後発事象

確定拠出年金制度への移行が当中間連結会計期間末以後に行われた場合、又は厚生年金基金の代行部分の返上を行った場合で、当連結会計年度の財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼすような場合、特に代行部分の返上による影響額は大変大きなものになると思われるが、そのような場合には、事象の内容及び損益への影響について記載することが必要となる。記載事例（152ページ、154ページ、204ページ）の内容は当中間連結会計期間に移行等を行った場合とほぼ同様の内容が記載されている。

〔その他主な改正事項〕

以上のほか、昨年の「半期報告書の作成の仕方（平成13年9月中間期提出用）」の記載事例や「作成にあたってのポイント」について、いくつか見直しを行っている。

ここでは、主な改正事項について説明する。

（1）経営上の重要な契約等

このところ事業再編が活発に進む中で、株式交換や会社分割制度を活用するケースが増加している。これらの動向を踏まえ、株式交換に係る契約を締結した場合（32ページ）及び会社分割契約を締結した場合（34ページ）の記載事例が追加されている。

なお、これらに該当する場合には、タイムリ - 情報として臨時報告書の提出が必要であり、また、本年10月1日以後に生じた事象であれば後発事象として記載することになるので留意する必要がある。

（2）冒頭記載

本年7月3日に日本公認会計士協会の監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分

法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」が改正され、連結の範囲や持分法の適用範囲を決定する上で、従来の資産、売上高、利益及び剰余金に与える影響のほか、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、自己株式処分差益や為替調整勘定等について、金額の重要性がある場合には考慮する必要がある旨が明記された。

また、剰余金の概念が資本剰余金と利益剰余金とに明確に区分されたことに伴い、同報告においても、従来の「剰余金基準」が「利益剰余金基準」に、表現が改められた。

これを受けて、中間連結財務諸表を作成していない場合の冒頭記載の「3. 中間連結財務諸表について」のなお書きにおいて、「利益剰余金基準」という表現に改められている(68ページ)。

この点に関しては、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」にも反映させている(86ページ)。

具体的には、「1. 連結の範囲に関する事項」の「(ロ) 主要な非連結子会社の名称等」の「(連結の範囲から除いた理由)」の部分及び「2. 持分法の適用に関する事項」の(八)において、当中間連結会計期間では「剰余金」が「利益剰余金」に改められ、また、利益剰余金の後に「等」が追加され、その他の項目についても考慮されているという内容に変更されている。

(2) 中間連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)(84ページ)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のキャッシュ・フロー、特に「営業活動によるキャッシュ・フロー」項目を見ると、3期間並べて記載した場合、例えば前中間期はプラスで当中間期はマイナスであったり、あるいはその逆であったり、そのようなケ-スが発生することが想定される。

その場合の表示方法を明確にしておかないと、各項目の性格と足し算、引き算が混乱してしまうことになるため、投資家への利便に資する観点から、特に制度が変更された訳ではないが、増加と減少の符号を明確にして、分かりやすいキャッシュ・フロー計算書にしようとするものである。

(3) 連結貸借対照表関係及び貸借対照表関係の注記(114ページ)

昨年3月に改正された日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」において、当座貸越契約及び貸出コミットメントがある場合には、その内容に関する注記の記載が求められることになった。この点を踏まえ、昨年の本テキストにおいては、資金の貸手側に係る記載事例を追加した。

一方、資金の借手側については、同実務指針第311-2項において、将来の借入余力を示すキャッシュ・フロー情報として有用であるとの考えから、当座貸越契約及び貸出コミットメントを締結している旨及びその内容、すなわち借入枠から実行残高を差し引いた額を注記することが望ましいとされている。

最近、貸出コミットメントを締結する会社が増えているようであり、借手側についての記載は任意ではあるが、投資情報の有用性の観点から、今回、記載事例として追加されたものである。なお、個別ベースの貸借対照表関係の注記においても、同様の記載が求められる（188ページ）。

以 上

財団法人 財務会計基準機構
企画部グループ長 亀谷英敬